

複写機仕様書 (カラー複写機)

岩手県を「甲」、落札業者を「乙」として契約する複写機（カラー複写機）に関する仕様等は、次のとおりとする。

1 契約単価

契約金額には次の各号の経費を含むものとし、複写片面1枚あたりの単価で契約するものとする。

- (1) 複写機の搬入、搬出、移動、設定に要する経費
- (2) 保守に係る経費
- (3) 維持管理に係る経費
- (4) 消耗品に係る経費（用紙代及びステープル針代は除く。）
- (5) ネットワークプリンタ、スキャン機能に係る経費

2 複写機の機種

(1) 名称

デジタルカラー複合機

(2) 機種

複写機の仕様は次に掲げる機能以上を有する機種とし、各課等に設置する各機種に付加するオプション機能等の有無については、別表のとおりとする。

なお、新品機、中古機及び再生機を問わないが、中古機とは、オーバーホール済みのものであること、再生機とは、部品の取り換え等メンテナンスを行い、新品機同様の検査を受けたものであることをいう。

仕様	機種E	機種F
A4(横)フルカラーの連続複写速度	毎分30枚以上	毎分60枚以上
A4(横)モノクロの連続複写速度	毎分30枚以上	毎分60枚以上
最大原稿サイズ	A3	
複写サイズ	A3(縦)から郵便はがき(手差し可)	
自動両面コピー機能	装備すること	
自動両面原稿送り機能	装備すること	
給紙方式	A4(横)(500枚以上)×1段、A4×1段、A3×1段以上装備すること	A4(横)(500枚以上)×1段、A4×1段、A3×1段以上装備すること 大容量給紙装置(外付け、A4 2000枚以上)装備可能なこと
ソート機能	装備すること	
ファクス機能	装備可能なこと	
スキャナ機能	装備可能なこと	
メール送信機能	スキャン to e-mail機能が装備可能なこと	
ネットワークプリンタ機能	装備可能なこと	
ステープル機能	1箇所(手前、奥)及び2箇所(並行)が装備可能なこと	
パンチ機能	2穴が装備可能なこと	
インターフェース	イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)に対応すること	
対応プロトコル	TCP/IPに対応すること	
対応OS	Windows7/10に対応すること	
環境対応	国際エネルギースタープログラム、グリーン購入法及びエコマークに適合していること	
セキュリティ要件	次のいずれかに該当すること。 1 ①「IEEE Std 2600.1™-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0」 ②「U.S. Government Approved Protection Profile-U.S. Government Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0 (IEEE Std. 2600. 2™-2009)」 ①もしくは②のセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得しているもの 2 上記1の①、②に基づかないセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得しているもの。その場合、平成26年5月19日に公表された経済産業省の「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」の中の「デジタル複合機(MFP)」に記載されているセキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を全て満たしていることを証明できるもの なお、ISO/IEC 15408(Common Criteria)認証を取得している機器の構成要素でもってのみ構成される場合、認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現しているとみなし、当セキュリティ要件を満たしているものとする	
台数	24 台	11 台

3 ネットワークプリンタ、スキャン機能

(1) 設定作業

パソコンの設定及びインストール作業は甲の職員が行い、複写機に必要な設定は乙が行う。
複写機のネットワーク接続・設定は、別に甲が指示するところにより乙が行なうものとする。
ファクス複合機にあっては、設置時に甲が指定するファクスのあて先登録をすること。

(2) ソフト、ドライバ等

乙は、甲が所有するパソコンにインストールしなければならないソフト、ドライバ等について、CD-ROM に保存した状態で、ネットワークプリンタ、スキャン機能を装備している複写機の台数分準備すること。

なお、ソフト、ドライバ等は Windows7 及び Windows10 に対応できるものとする。また、インストール・設定マニュアルを複写機の台数分提出すること。

(3) その他

複写機に接続する LAN ケーブル等、複写機以外に必要な物品は各課等が別途準備する。

4 設置場所、設置機種

複写機の設置場所と設置機種は、別表のとおりとする。

複写機は、甲が別に指示するところにより、甲が指定する各課等の所定の場所に、乙が設置するものとする。

5 保守、維持管理業務の内容

- (1) 乙が行なう保守の対応時間は、月曜から金曜までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。(昼休み(午後 0 時から午後 1 時まで)、県の機関の休日を除く。)ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 乙の保守員は、複写機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (3) 乙は、複写機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備作業を行うこと。
- (4) 乙は、甲の職員から修理点検等の依頼があった場合、本庁地区(県庁本庁舎、警察本部庁舎(盛岡東警察署庁舎内に所在する警察本部所属組織を含む。)内に所在する設置所属とする。)は、概ね 1 時間以内に作業を開始すること。本庁地区以外は、概ね 3 時間以内に作業を開始すること。
なお、本庁地区にあっては、本庁地区の他の契約複写機対応中を除く。
- (5) 乙は、保守等の実施に当たって知りえた甲の業務上の情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- (6) 複写機が、頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない場合には、乙は、速やかに代替機を配置すること。
- (7) 乙は、トナーカートリッジ(トナーボトル)等の消耗品は不足が生じないよう甲所定の場所に補充をすること。
- (8) 乙は、使用済みトナーカートリッジ(トナーボトル)を回収すること。
- (9) 乙は、甲の配置先の複写機の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

6 年間複写見込枚数

年間複写見込枚数	フルカラーモード	4,458	千枚
	モノクロモード	3,103	千枚

各設置機種の見込枚数は別表のとおりである。

7 設置所属等の変更

- (1) 契約期間中において、甲の組織変更等により設置所属の名称又は設置場所等が変更となった場合においても、乙は、複写機を継続して設置するものとする。
- (2) 前記(1)に係る複写機の設置等の日時は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- (3) 契約終了に伴う複写機の撤去については、甲と乙が協議の上、搬出の日時を定めるものとする。

平成30年度契約 複写機一覧表(カラー複写機)

部局名	設置所属	所在地	設置数	エレベータの有無	希望機種及び希望付加機能							平成30年度の使用見込枚数(枚)	
					機種番号	FAX機能	スキャンto e-mail機能	プリンタ機能	ステープル機能	パンチ機能	大容量給紙装置(外付け、A4、2000枚以上)	カラー	モノクロ
秘書広報室	秘書課(知事室側)	盛岡市内丸(県庁)	3	有	E	○	○	○	○			19,000	46,000
総務部	法務学事課	盛岡市内丸(県庁)	9	有	E	○	○	○	○			36,337	0
政策地域部	科学IC推進室	盛岡市内丸(県庁)	8	有	E	○	○	○	○			186,564	318,744
文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	盛岡市内丸(県庁)	12	有	E	○	○	○	○	○		238,000	80,000
環境生活部	環境生活企画室	盛岡市内丸(県庁)	11	有	E		○	○	○	○		259,894	36,736
環境生活部	自然保護課	盛岡市内丸(県庁)	12	有	E		○	○				228,000	228,000
商工労働観光部	商工労働観光部(観光課内)	盛岡市内丸(県庁)	2	有	E	○	○	○	○			499,593	0
農林水産部	森林整備課	盛岡市内丸(県庁)	6	有	E	○	○	○	○			206,040	158,014
農林水産部	漁港漁村課	盛岡市内丸(県庁)	6	有	E		○	○				156,824	171,561
農林水産部	漁港漁村課	盛岡市内丸(県庁)	6	有	E		○	○				89,056	38,566
農林水産部	農林水産企画室	盛岡市内丸(県庁)	5	有	E	○	○	○				59,104	131,788
農林水産部	畜産課	盛岡市内丸(県庁)	5	有	E	○	○	○				134,842	106,753
農林水産部	農産園芸課	盛岡市内丸(県庁)	5	有	E	○	○	○				169,112	85,087
農林水産部	森林保全課	盛岡市内丸(県庁)	6	有	E	○	○	○	○			200,000	100,000
農林水産部	農業振興課	盛岡市内丸(県庁)	5	有	E	○	○	○	○			33,000	2,000
県土整備部	県土整備部長室	盛岡市内丸(県庁)	7	有	E		○	○				6,666	8,502
県土整備部	建設技術振興課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	E	○	○	○				75,804	25,862
県土整備部	県土整備企画室	盛岡市内丸(県庁)	7	有	E		○	○	○	○		24,033	36,030
県土整備部	道路環境課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	E		○	○	○	○		42,265	41,128
県土整備部	都市計画課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	E			○				16,744	5,423
県土整備部	港湾課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	E		○	○	○	○		21,730	74,060
復興局	復興推進課	盛岡市内丸(県庁)	12	有	E	○	○	○	○			83,903	200,216
出納局	出納局1(総務担当側)	盛岡市内丸(県庁)	1	有	E	○	○	○	○			5,000	10,000
出納局	出納局2(出納担当側)	盛岡市内丸(県庁)	1	有	E		○	○	○			12,000	24,000
総務部	総務室	盛岡市内丸(県庁)	4	有	F		○	○	○			146,000	44,000
総務部	総合防災室	盛岡市内丸(県庁)	4	有	F	○	○	○	○			214,116	140,765
保健福祉部	保健福祉企画室	盛岡市内丸(県庁)	9	有	F	○	○	○	○	○		107,000	193,000
商工労働観光部	商工企画室	盛岡市内丸(県庁)	2	有	F	○	○	○	○	○		240,195	0
県土整備部	道路建設課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	F	○	○	○				144,602	55,644
県土整備部	建築住宅課	盛岡市内丸(県庁)	8	有	F	○	○	○				90,215	62,172
県土整備部	都市計画課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	F	○	○	○				220,147	95,743
県土整備部	河川課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	F	○	○	○				275,524	93,551
県土整備部	砂防災害課	盛岡市内丸(県庁)	7	有	F	○	○	○	○	○		78,598	74,888
議会事務局	事務室	盛岡市内丸(議会)	1	有	F		○	○	○			120,334	143,545
労働委員会事務局	労働委員会事務局審査課	盛岡市内丸(県庁)	11	有	F	○	○	○	○			17,463	272,253
合 計				E	24	14	23	24	15	5	0	2,803,511	1,926,469
				F	11	9	11	11	7	4	2	1,654,193	1,175,560
				計	35	23	34	35	22	9	2	4,457,703	3,102,029